

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び弁理士法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）（第一条関係）

改 正 案

現

行

（予納届をした者の地位の承継）

第一条（略）

2（略）

3 前二項の規定により地位を承継した相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その地位の承継について、経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官に届け出なければ、法第十四条第一項に規定する予納並びに法第十五条第一項及び第二項に規定する申出をすることができない。

（予納届をした者の地位の承継）

第一条（略）

2（略）

3 前二項の規定により地位を承継した相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その地位の承継について、経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官に届け出なければ、法第十四条第一項に規定する予納及び法第十五条第一項に規定する申出をすることができない。

別表（第一条、第三条、第六条関係）

一	（一）法の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた特許出願及び実用新案登録出願（施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項及び実用新案法第十条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十条第三項又は旧特許法第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項（旧特許法第百五	第一条第六号、第七号、第十号から第十二号まで、第十五号から第二十号まで、第三十五号から第三十七号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続（平成十二年	第六条第三号から第六号まで、第八号から第十号まで、第二十号及び第二十一号に掲げる通知又は命令（平成十一年一月一日以後に請求された特許法第二百一十一条第一

二	<p>十九条第一項（旧特許法第七十四条第一項）旧実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）旧特許法第六十一条の三第一項（旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定により施行日前にしたものとみなされるものを除く。）</p> <p>（二）防衛目的のためにの特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願</p>	<p>一月一日以後に請求された特許法第二百一十一条第一項の審判が特許庁に係属している場合にすることを除く。）</p>	<p>項の審判が特許庁に係属している場合にすることを除く。）</p>
二	<p>（一）平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の四第一項若しくは実用新案法第四十八条の四第一項の規定による翻訳文又は特許法第八十四条の五第一項若しくは実用新</p>	<p>第一条第七号、第十五号から第二十一号まで、第二十五号から第三十七号まで</p>	<p>第六条第三号から第六号まで、第八号から第十号まで及び第十九号から第二十</p>

三	<p>案法第四十八条の五第一項の規定による書面の提出がされた特許法第八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願</p> <p>(二)平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の二十第二項又は実用新案法第四十八条の十六第二項の規定による翻訳文の提出がされた特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願</p>	<p>、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に請求された特許法第二百一十一条第一項の審判が特許庁に係属している場合に除く。)</p>	<p>三号までに掲げる通知又は命令(平成十二年一月一日以後に請求された特許法第二百一十一条第一項の審判が特許庁に係属している場合に除く。)</p>
三	<p>平成十二年一月一日前にされた意匠登録出願(平成十二年一月一日以後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十三条の二第二項(同法第十三条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは同法第七十条の三第一項(同法第五十</p>	<p>第一条第八号、第十一号、第十三号から第十五号まで、第十七号、第十九号、第二十二号</p>	<p>第六条第三号から第五号まで、第八号、第九号、第十号、第二十号及び第二十一号に掲</p>

<p>条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。）</p>	<p>第三十五号から第三十七号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に請求された意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合にするものを除く。）</p>	<p>げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に請求された意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合にするものを除く。）</p>
<p>四 （一）平成十二年一月一日前にされた商標登録出願又は防護標章登録出願（平成十二年一月一日以後にされた商標登録出願又は防護標章登録出願であつて、商標法第九条第一項、第十条第二項（同法第十一條第五項、第十二條第三項、第六十五條第三項及び第六十八條第一項</p>	<p>第一条第九号、第十一号、第十三号、第十五号、第十七号、第十九号、第三十五号から第三十七号まで、第四十一号及び第一</p>	<p>第六条第三号から第五号まで、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる通知又は命令（平成十二年一</p>

において準用する場合を含む。() 又は同法第十七条の二第二項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。) 及び同法第五十五条の二第二項(同法第六十条の二第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。) 及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。) において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。)

(二) 平成十二年一月一日前にされた防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の申請

(三) 平成十二年一月一日前にされた商標法附則第三条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。) の規定による書換登録の申請

四十二号に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に請求された商標法第四十四条第一項(同法第六十条第八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条)において準用する場合を含む。) 又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。) 又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。) の審判が特許庁に係属している場合に於けるもの)

月一日以後に請求された商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条)において準用する場合を含む。) 又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。) の審判が特許庁に係属している場合に於けるものを除く。)

<p>六</p> <p>平成十二年一月一日前にされた拒絶査定等に対する審判の請求</p>	<p>五</p> <p>国際商標登録出願</p>	
<p>第一条第二十四号、第三十五号から第三十八号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる 手続</p>	<p>第一条第九号、第十一号、第十五号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十五号、第三十六号、第三十八号及び第四十号から第四十二号までに掲げる 手続</p>	<p>除く。）</p>
<p>第六条第三号から第五号まで、第八号から第十八号まで、第二十号及び第二十一号に掲げる通知又は命令</p>	<p>第六条第三号から第五号まで、第八号、第九号、第十一号から第十八号まで、第二十号及び第二十一号に掲げる通知又は命令</p>	

改正案	現行
<p>（弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限の解除）</p> <p>第六条 法第七十五条の政令で定める代理は、次に掲げる手続についての代理とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 既納の手数料の返還の請求</p> <p>七（略）</p> <p>八 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録の求め、同法第八条第四項の規定による申出、同法第十四条第一項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは予納、同法第十五条第三項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による残余の額の返還の請求又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）第一条第三項の規定による届出</p> <p>九～十六（略）</p> <p>十七 第四号及び第六号に掲げる手続に際してする工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十五条第二項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による申出</p>	<p>（弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限の解除）</p> <p>第六条 法第七十五条の政令で定める代理は、次に掲げる手続についての代理とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 過誤納の手数料の返還の請求</p> <p>七（略）</p> <p>八 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録の求め、同法第八条第四項の規定による申出、同法第十四条第一項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは予納、同法第十五条第二項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による残余の額の返還の請求又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）第一条第三項の規定による届出</p> <p>九～十六（略）</p>